

令和元年6月14日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03371

研究課題名(和文) 情報化社会における警察活動の透明性に関する研究

研究課題名(英文) Police Transparency in the Information Society.

研究代表者

三島 聡 (Mishima, Satoshi)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60281268

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：情報技術の発展は警察活動の透明性の確保に資する面があり、本研究はこの点に着目して警察研究を進めようとしたものである。諸外国では、警察官に小型軽量のカメラを装着しその活動を録音・録画するという警察官装着カメラの制度が導入されているが、これについて精力的な検討をおこない、包括的な論稿を執筆した。そのほか、GPS捜査、取調べの録音・録画事例の分析、改正通信傍受法、職務質問の際の実力行使、警察における外部機関など、関連する課題につき、論稿執筆や学会報告をおこなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

情報技術は、警察活動の透明性に資する面もあるが、逆にその拡大や匿名化にも資する。その限界や課題にしっかり向き合う必要がある。たとえば警察官装着カメラにおいては、逐一録音・録画することは警察活動の透明性に資する一方、私人にたいする広範な監視を許容することになってしまう。そこで、発表した論稿では、その有用性と課題を明確にし、どのような制度設計をすればよいのかの手がかりを示そうと努めた。そのほか、取調べの透明化に一定程度つながるものの限界も有している録音・録画の事例分析、情報技術が警察活動の秘匿化につながるGPS捜査や盗聴についての研究など、現代日本がかかえる警察の透明性に関する諸問題を検討した。

研究成果の概要(英文)：Advancements in technology can not only drastically improve the effectiveness and efficiency of policing, but also help enhance police transparency and accountability. An example of the latter is body-worn camera (BWC) programmes in the US. They were introduced throughout the US after nationwide campaigns calling for all the police officers on patrol to use BWCs. This was a response to many police shootings, with the intention that cameras would provide solid evidence on interactions with citizens, and might deter potential police misconduct. As part of my research I published an article that closely examined various aspects of the BWC programmes. I also wrote articles and made presentations on related issues, such as: the use of GPS tracking; amended wiretapping law; use of force at the time of stop and questioning; an in-depth analysis of video-recorded interviews of the defendant in a particular case; and independent institutions promoting police accountability.

研究分野：刑事法

キーワード：警察 録音・録画 透明性

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19（共通）

1．研究開始当初の背景

近時情報技術が飛躍的に発達した。そのおかげで、だれもが情報の取得・交換（発受信）・保存ができるようになった。このような技術革新は、社会のさまざまな面に応用されており、警察活動も例外ではない。新たな技術は、伝統的な警察活動の円滑化に役立てられているだけでなく、GPS 捜査など新たな捜査方法を生みだすに至っている。

ただし、これらの新たな技術は、警察活動を推進する方向では積極的に採り入れられてきたものの、警察活動の「透明化」や適法性確保の方向ではかならずしも十分に利用されてきたとはいえない。

だが、海外に目を転ずれば、ごく最近、英米を中心に、警邏活動などの際の権限濫用を防止し、また事後的に濫用の有無を検証できるよう、小型のカメラを当該警察官の制服に装着し、その活動を録音・録画するという警察官装着カメラの制度が広がっている。

日本でもこのような制度が導入されれば、職務質問における有形力の行使等の適法性を判断する際にその録音・録画データが大いに役立ち、警察活動の透明化に資するものと思われる。以上のような見地から、近時の情報技術を活用した警察活動の透明化に向けた制度を研究することを思い立った。

2．研究の目的

近時の飛躍的に発達した情報技術は、警察活動の円滑化や拡大に利用されるようであるが、本来警察活動の「透明化」や適法性確保にも資するものである。上記のように、この数年の間に、海外では、警察官装着カメラの制度を導入する地域が急速に増えている。日本ではこのような制度導入に向けた目立った動きはみられないが、警察活動の透明性・適法性確保のためにはきわめて重要な制度だと思われる。とはいえ、対象者のプライバシーの保護など、制度導入にあたっては検討すべき課題も多い。類似性のある取調べの録音・録画についての研究業績も参考にしつつ、海外の制度の具体的な内容や運用の状況なども踏まえつつ、制度設計について検討していく。

3．研究の方法

警察官装着カメラの制度に関する文献を収集し、文献を通じて普及状況、各地域の制度の違いなどを把握するとともに、毎年、制度の具体的な内容が異なる地域を訪ねて実態調査をおこない、制度にともなう主要課題にそれぞれの地域でどのように対応しようとしているのかを把握し、比較検討をおこなう。くわえて、本制度の考察に役立てるため、類似性のある取調べの録音・録画の運用状況やその課題、制度化されたばあいの問題点などについても把握に努める。さらに、心理学者の協力を得て、映像の心理学的バイアスについても検討し、注意すべき点を抽出する。最後にこれらの検討を統合し、どのように制度設計すればよいかを考察していく。そしてその成果は、研究論文として発表する。

4．研究成果

当初研究の主眼においていた警察官装着カメラについては、2016 年度に精力的に検討し、アメリカ合衆国における導入の経緯、その有用性、課題などを含む包括的な論稿を執筆した（後掲論文）。その後、アメリカ合衆国やイギリス、さらにはカナダのトロントで関係者に聴き取り調査をおこなったが、基本的な諸課題およびそれらへの対応に大きな展開はなく、もう少し期間を置いて制度の進展をみる必要があると判断された。また、装着カメラの映像のバイアスについては、若干の心理学の研究論文がみられるものの、法学的な見地から検討ができるほど

の業績はまだ十分に蓄積されていない。そこで、研究を周辺領域に広げて検討を加えた。その主なものは以下のとおりである。

第1は、取調べの録音・録画の検討である。これについては、当初の研究計画でも装着カメラの検討の考察に役立てるために実施することとなっていた。事件の弁護人から依頼があったことから、むしろ、取調べの録音・録画そのものの検討として、当該事件の録音・録画の内容を仔細に分析し検討を加えた。その結果は意見書の形にして、弁護人を通じて裁判所に提出した（ただし、学術論文としては未発表）。

第2は、情報技術が警察活動の透明化ではなく逆に秘匿化を招く捜査手法である、盗聴やGPS捜査についての検討である。盗聴について通信傍受法の改正に絡んで検討を加えた（後掲論文 xi、後掲図書）。GPS捜査については、最高裁大法廷判決が出る前に、学説を整理したうえで強制処分と解し、匿名捜査が警察の裁量で進むのを阻止すべきだとする論稿を書き、また、強制処分性を肯定した大法廷判決後には、同判決の評釈を執筆した（後掲論文、）。

第3は、警察活動における権限行使の限界に関する検討である。透明化が図られていない状況のもと、権限行使の限界が緩やかで不明確では、恣意的行使が事実上許容されてしまう。また、たとえ透明化が図られたとしても、その限界が緩やかで不明確であれば、十分な統制にはつながらない。そこで、警察官職務執行法2条1項の職務質問にともなう実力行使の可否について詳細に検討し、実力行使は許されないとする論稿を執筆した（後掲論文）。

第4は、警察活動の適正さのチェック等をおこなう外部機関（第三者機関）の検討である。2016年度ワシントンDCに装着カメラについて調査しに行った際に、装着カメラの映像が、警察官にたいする不服申立ての事実調査に非常に役立っているとの応答があり、本研究の一環として、第三者機関についても広く調べようと思うに至った。2017年度にはPolice Ombudsman for Northern Irelandを訪ね、2018年度には、まさにそのような第三者機関の関係者が集まるNational Association for Civilian Oversight of Law Enforcement（米国）の年次大会に招かれ、日本の警察に関する類似の機関についての報告を依頼された。公安委員会、留置施設視察委員会等について調べて、同大会で報告するとともに（後掲学会発表）各地の第三者機関の関係者とさまざまな意見交換をおこなった。さらにそこで知り合った関係者のついで、カナダのトロントを訪れ、警察官による重大犯罪を独自に捜査する第三者機関（Special Investigations Unit）や不服申立ての調査をおこなう第三者機関（Office of the Independent Police Review Director）等に聴き取り調査を実施した。その成果については、今後論稿の形にして発表したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計11件)

三島聡「職務質問およびその付随行為における『任意』 日常用語的理解は誤りなのか」
大阪市立大学法学雑誌64巻4号883～909頁（2019年）査読なし

三島聡「特殊詐欺の勾留に対する準抗告(理論的検討)」季刊刑事弁護97巻164～167頁(2019年)査読なし

三島聡「GPS捜査は強制処分であり、立法による対応が望ましいとされた事例(最大判2017〔平29〕・3・15)」新・判例解説Watch(法学セミナー増刊)23号209～212頁(2018年)査読なし

三島聡「再審請求審における証拠の明白性判断と供述心理学鑑定の意義 大崎事件第3次再審請求」法時90巻10号122～125頁(2018年)査読なし

三島聡「性犯罪に関する 2017 年刑法改正 強制的性交等罪と監護者わいせつ・性交等罪をめぐって」季刊刑事弁護 94 号 60～67 頁（2018 年）査読なし

三島聡「刑事施設独自の医療から社会共通的な医療へ イングランド刑事施設医療の保健省移管をめぐって」矯正講座 37 号 143～165 頁（2018 年 3 月）査読なし

三島聡「共謀罪法案の提出に反対する刑事法研究者の声明〔解説〕」季刊刑事弁護 90 号 114 頁（2017 年）査読なし

三島聡「GPS 装置による動静監視の解釈論的検討」季刊刑事弁護 89 号 116～122 頁（2017 年）査読なし

三島聡 = 本庄武 = 森本郁代 = 國井恒志「裁判員裁判の量刑評議のあり方を考える 近時の最高裁の判断および模擬裁判をふまえて」法と心理 16 巻 1 号 62～68 頁（2016 年）査読なし

三島聡「録音・録画技術と警察活動の透明化 警察官装着カメラをめぐって」浅田古稀 下巻 159～189 頁（成文堂、2016 年）査読なし

xi 三島聡「盗聴法（通信傍受法）『改正』 政府は国会論議で疑問に答えたのか」法と民主主義 510 号 21～23 頁（2016 年）査読なし

〔学会発表〕（計 2 件）

三島聡「裁判員裁判における量刑評議の目標とその実現のための方策 刑の量定という法の営みにおける市民の経験的判断の扱いをめぐって」法と心理学会第 19 回大会ワークショップ（2018 年）

Satoshi Mishima, “Excellent Civilian Oversight?: The Case of Police Accountability in Low-Crime Japan,” 24th Annual Conference of the National Association for Civilian Oversight of Law Enforcement (2018).

〔図書〕（計 1 件）

川崎英明 = 三島聡 = 瀧野貴生編『2016 年改正刑事訴訟法・通信傍受法条文解析』203～248、259～263、269～282 頁（日本評論社、2017 年）

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究分担者 なし

(2) 研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。